

新市町村合併支援プランの概要

平成17年8月31日
市町村合併支援本部

第1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第3 新支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置
- 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

- ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ア 道路の整備（5事業）
 - イ 交通の利便性確保のための条件整備（4事業）
 - ウ 市街地の整備（1事業）
 - エ 住環境の整備（2事業）
 - オ 公園・緑地の整備（1事業）
 - カ 地域の再生（1事業）
- ② 豊かな生活環境の創造
 - ア 廃棄物処理対策の推進（1事業）
 - イ 上水道の整備（3事業）
 - ウ 下水道等の整備（5事業）
 - エ 消防・防災・国土保全の推進（8事業）
 - オ 情報通信の整備（4事業）
- ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
 - ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（1事業）
 - イ 高齢者の社会参加の促進（1事業）
- ④ 次世代を担う教育の充実（4事業）
- ⑤ 新世紀に適応した産業の振興
 - ア 農林水産業の振興（16事業）
 - イ 商工業の振興（4事業）
- ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（6事業）

2 市町村合併支援アドバイザー制度

3 市町村合併の広報・啓発

- (1) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
- (2) 市町村合併の広報・啓発

4 市町村合併支援窓口

第4 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。